

# 宮崎県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領

平成 22 年 12 月 20 日  
総合政策部みやざき文化振興課

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、宮崎県私立高等学校等就学支援金交付要綱（以下「要綱」という。）  
第 2 条に規定する「知事が特に認める者」の取扱いについて定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 「知事が特に認める者」とは、第 1 項各号のいずれにも該当する者（以下「知事特認」という。）又は第 2 項に該当するもの（以下「学び直し支援」という。）で、次条の規定により知事に対し受給資格の認定を申請し、その認定を受けたものとする。

- (1) 県内の私立高等学校等に在学する生徒であること。
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超える者であって、高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は終了していないものであること。

2 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当する者

## (受給資格認定申請)

第 3 条 「知事が特に認める者」に係る受給資格の認定の申請は、高等学校等就学支援金（知事特認・学び直し支援）受給資格認定申請書（別記様式）を、在学する私立高等学校等の設置者を通じて、知事に提出することによって行うものとする。

## (就学支援金の交付期間)

第 4 条 「知事が特に認める者」に係る就学支援金の交付期間は、知事特認にあつては 12 月、学び直し支援にあつては 24 月を限度とする。

## (準用)

第 5 条 「知事が特に認める者」に係る就学支援金の額、手続等については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号。以下「政令」という。）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「省令」という。）の規定を準用する。ただし、法第 3 条第 2 項第 2 号及び省令第 3 条第 1 項の様式に係る部分を除く。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要領は、平成22年12月20日から施行し、平成22年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

### (申請及び申出に関する特例)

- 2 第2条各号のいずれにも該当する者が、この要領の施行後1月以内に第5条において準用する法第5条の認定の申請をしたとき（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、第2条各号のいずれにも該当することとなった月に申請をしたものとみなす。
- 3 第2条各号のいずれにも該当する者が、この要領の施行後1月以内に第5条において準用する政令第5条第2項に規定する同条第1項に規定する場合に該当する旨の申出をしたとき（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、同項に規定する場合に該当することとなった日の属する月に申出をしたものとみなす。ただし、同項に規定する場合に該当することとなった日が月の初日である場合は、同項に規定する場合に該当することとなった日の属する前の月に申出をしたものとみなす。
- 4 第2条各号のいずれにも該当する者が、この要領の施行後1月以内に第5条において準用する政令第5条第2項に規定する同条第1項に規定する場合に該当しなくなった旨の申出をしたとき（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、同項に規定する場合に該当しなくなった日の属する月に申出をしたものとみなす。ただし、同項に規定する場合に該当しなくなった日が月の初日である場合は、同項に規定する場合に該当しなくなった日の属する前の月に申出をしたものとみなす。

## 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年2月1日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県私立高等学校等就学支援金から適用する。